

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 8 年 3 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 里 義文

署名委員 朝 郁夫

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年3月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美		
5	照井 香里	12	里 和彦
		13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 2名

6番 大瀬 昭信 11番 岸田 国広 (出張のため)

5. 議事に参与した者

事務局次長 勝 裕美

笠利支所主幹兼分室長

中村 幸信

笠利町主幹 竹山 和幸

名瀬支所主査

別府真砂海

住用会計任用職員 朝井 光徳

事務局長兼住用分室長

池 秀平 (出張のため欠席)

6. 報告事項

- ・ 4月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第14号 非農地証明願い認定の決定について
- 議案第15号 奄美市農用地利用集積等促進計画(中間管理機構)
の合意解約の決定について
- 議案第16号 奄美市農用地利用集積等促進計画(中間管理機構)
の(賃貸借, 使用貸借契約) 決定について

議長

(榮 会長代理)

委員の皆様、おはようございます。
本日は会長、局長と出張のため欠席でございます。

そのため、農業委員会会議規則第12条 第2項により「会長代理がその職務を代理する。」と記載されておりますので本日の総会の議長の進行を致します。

尚、事務局の説明にいたしましては、勝次長からの説明をお願い致します。

それでは、総会を開催致します。

ただいまの出席委員は12人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和8年第3回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

議長

(榮 会長代理)

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、1番 里 委員と2番 朝 委員
のお二人を指名いたします。

《日程第2》

議長

(榮 会長代理)

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、議案第13号から議案第16号までの
4件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(農業委員・推進委員からの異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(農業委員・推進委員からの異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第 3 》

(榮 会長代理)

議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 9 ～No. 1 2 について議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

議長

(勝 次長)

議案第 1 3 号 3 条許可申請について

今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。

内訳は売買が 3 件、贈与が 1 件の申請でございます。

6 ページをお開き下さい。

NO. 9 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字用安の 1 筆の申請です。

農地区分につきましては第 1 種農地です。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1, 5 9 7 m²で売買による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、バナナと観葉植物を栽培する予定であります。

1 7 ページに営農計画書も添付しております。

1 9 ページをお開き下さい。

NO. 1 0 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字節田の 1 筆の申請です。

事務局

農地区分につきましては第1種農地であります。
譲渡人の1筆の農地の面積は61㎡で贈与による申請となります。
また、農地取得後は、野菜を栽培し家庭菜園をする予定であります。
28ページに営農計画書も添付しております。

30ページをお開き下さい。

NO.11は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋の1筆の申請です。
農地区分につきましては第1種農地であります。
譲渡人の1筆の農地の面積は213㎡で売買による申請となります。
農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

39ページをお開き下さい。

NO.12は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋の1筆の申請です。
農地区分につきましては第1種農地であります。
譲渡人の1筆の農地の面積は96㎡で売買による申請となります。
譲受人はNo.11と同一でございます。
農地取得後は、同じくサトウキビを栽培する予定であります。

以上4件でございます。

議長

(榮 会長代理)

それでは担当調査委員による調査報告お願いいたします。

12番

(里 委員) 譲受人についての説明

12番、里です。

3月17日 午前9時頃、現地にて譲受人に、山本十和子推進委員、竹山主幹、里で聞き取り調査をいたしました。

申請書のとおり、間違いありませんとの事でした。

12番

(里 委員) 譲渡人についての説明

3月16日午後7時20分頃、譲渡人より体調不良との事で電話にて聞き

取り調査を致しました。申請書のとおり間違いありませんとの事でした。

(里 委員) 土地についての説明

1 2 番

3月17日午前9時頃、譲受人立ち会いの下、山本十和子推進委員、竹山主幹、里で現地を調査しました。現地は、サトウキビ収穫後で周囲に防風対策として観葉植物が植えられており、すぐにでも耕作出来る状態になっておりました。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

皆様のご審議をお願い致します。

(榮 会長代理)

議長

No.10の調査報告をお願いします。

(朝 委員) 譲受人についての説明

2 番

2番、朝です。

3月16日午前10時頃、申請地にて竹山主幹と私で譲受人から話を伺いました。

譲受人と譲渡人は親戚で、申請地の草刈り等は譲受人が行っていたとのことです。

申請地には自家用野菜を植えたいとのことでした。

26と27ページをご覧ください。譲受人は農地を所有していませんが自宅前と裏庭で自家用野菜を栽培しています。

又、申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので、問題ないと思います。

(田中 委員) 譲渡人についての説明

1 4 番

14番、田中です。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請No.10の譲渡人について調査報告します。

3月22日、午前10時20分電話で話を聞くことができました。

書類の記載内容に間違いのないとのことでした。

譲渡人は元々節田の出身で、受入とは親戚関係になるそうです。

以上報告いたします。

2 番

(朝 委員) 土地についての説明

3月16日、午前10時頃、竹山主幹と2人で申請地を確認しました。
申請地はきれいに草刈りがされていました。
隣の家庭菜園ではニンニクなどが植えられていました
26ページをご覧ください。
申請地の東、北側は農地、西、南側は宅地で、家庭菜園として利用するため、周辺への悪影響はなく問題ないと思います。
農地法第3条の調査書、第2項1号、第2項第4号、第2項7号つきましては別紙のとおりですので報告いたします

議長

(榮 会長代理)

No.11の調査報告をお願いします。

13番

(中棚 委員) 譲受人についての説明

おはようございます。13番中棚です。
今回の報告は大瀬農業委員が参加できないので私の方で報告いたします。
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.11の譲受人の報告いたします。
3月16日、午前9時に申請地の畑で待ち合わせ書類の確認と畑の確認をしました。
立ち合いに事務局竹山主幹、肥後農地利用最適化推進委員と私で確認しました。
譲受人さんは元〇〇委員でありまして又黒糖を作る工場も持っていて頑張っています。
今回の申請は相談受けて売買の申請になりましたとのことで
地番面積、対価は申請書のとおりでありますとのことです。

14番

(田中 委員) 譲渡人についての説明

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請No.11の譲渡人について調査報告します。
3月22日、午後2時10分電話で話を聞くことができました。
書類の記載内容に間違いのないとのことでした。
以上報告いたします。

1 3 番

(中棚 委員) 土地についての説明

土地の報告いたします。

3月16日午前9時に譲受人立ち合いのもと4人で畑の確認をしました。
申請地の畑は 笠利町大字万屋の畑になります。

37、38ページを見られてください。

申請地の横の畑は譲受人の畑になります。

周辺の農地は譲受人が耕作されています。申請地の畑は雑草雑木が生えていますが譲受人は大型機械を所有していますので自分で整理しますとのことです。

私としては畑がきれいになり、使われればいい事だと思います。

農業委員のみなさんのご審議よろしくお願いいたします。

農地法第3条 第2項第1号 第2項第2号 第2項第3号 第2項第4号 第2項第6号 第3項第2号は別紙のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

(柴 会長代理)

No.12の調査報告をお願いします。

1 3 番

(中棚 委員) 譲受人についての説明

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.12番の譲受人の報告いたします。

3月16日、午前9時に申請地の畑で譲受人と待ち合わせて書類の確認と畑の確認をいたしました。

立ち合いに事務局竹山主幹、肥後農地利用最適化推進委員と私中棚で確認しました。

この畑は先ほどのNo.11番の畑の横の畑になります。

今回の申請は譲渡人からの相談を受けて3条申請になりましたとのことでした。

地番面積 対価は申請書のとおりでありますとのことです。

以上です。

9 番

(西 委員) 譲渡人についての説明

9番、西です。

農地法第3条の規定による許可申請No.12について報告致します。

3月15日日曜日、午後1時40分頃譲渡人の自宅にてお話を聞くことができました。

譲渡人は農業をしないという事で譲受人に土地を売りますという事です。

土地の地番、面積、対価等とも申請書とおりで間違いないという事です。
以上です。

(中棚 委員) 土地についての説明

13番

土地の報告いたします。
申請地の畑は雑草雑木が生えていますが、譲受人が自分で整理しますとの
ことです。
46, 47ページをご覧ください。
畑がきれいになり使われればいいと思います。
農業委員のみなさんのご審議よろしくお願いいたします。
農地法第3条 第2項第1号 第2項第2号 第2項第3号 第2項第4
号 第2項第6号 第3項第2号は別紙のとおりでありますのでよろしく
お願いいたします。
以上です。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請, No.9～No.12に
ついて審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第4》

議長

(榮 会長代理)

議案第14号 非農地の認定についてNo.6とNo.7を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(勝 次長)

議案第14号 非農地認定について

今回の申請は名瀬と笠利地区2件の申請です。

49ページをお開き下さい。

No.6につきましては奄美市笠利町大字万屋の1筆の申請です。

農地区分につきましては第2種農地であります。

農地の面積は467㎡です。

50ページの位置図、51ページの案内図から龍郷奄美空港線82号の空港から北へ約520mの場所に位置しております。

現況写真でもわかるとおり雑木が生い茂り原野化しております。

61ページをお開き下さい。

No.7につきましては奄美市名瀬朝仁町の1筆の申請です。

農地区分につきましては第2種農地であります。

農地の面積は461㎡です。

64ページの案内図から名瀬瀬戸内線79号の小宿トンネル入り口の左側の〇〇会社の敷地内に位置しております。

66ページの現況写真でもわかるとおり事務所兼駐車場となっており62ページに始末書も添付しております。

以上2件でございます。

(榮 会長代理)

議長

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

No.2についてお願い致します。

1 3 番

(中棚 委員) 願出人についての説明

議案第 1 4 号非農地の認定についてNo.6 の報告をいたします。

3 月 1 6 日、午前 9 時 30 分に願出人と畑で待ち合わせして申請書の確認と畑の確認をしました。

立ち合いに事務局竹山主幹、農地利用最適化推進委員 肥後さん、中棚で確認しました。

1 3 番

(中棚 委員) 土地についての説明

畑の場所は、笠利町大字万屋字中永田、笠利町万屋の〇〇から空港方向に 4 0 0 メートルぐらいの左側にあります。

申請地は 5 1 ページから見られてください 5 6 ページからの写真を見ても畑の中には雑草やアカギの木の雑木等が生えていて原野化しています。

この畑は非農地で間違いないと思います。

農業委員のみなさんのご審議よろしくお願いいたします。

以上 報告終わります。

9 番

(西 委員) 願出人についての説明

3 月 1 5 日日曜日、午後 1 時 3 0 分頃、仕事先でお話を聞くことができました。

理由としては平成 6 年より〇〇会社へ賃貸借して事務所、駐車場として現在も使用していますということで始末書も添付されています。

申請書通り間違いないという事です。

9 番

(西 委員) 土地についての説明

土地について、3 月 2 3 日月曜日、午前 9 時頃、事務局の別府さん、推進委員の山下さんと申請地を確認しました。

6 4 ページにありますように名瀬市内方向へ〇〇トンネルを出た右側になります。

少し高台で事務所と駐車場になっていました。

周りは宅地となっていて畑としては利用できない状態です。

以上です。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第14号 非農地の認定について、No.6、No.7について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 5 》

(榮 会長代理)

議案第15号農用地利用集積等促進計画の合意解約の決定についてと議案第16号農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

(勝 次長)

70ページの管理表をお開き下さい。

議案15号合意解約につきましては笠利地区が2件で4,848㎡、となっています。

解約の理由につきましては2件とも耕作者の変更により解約となりました。

続いて議案16号の利用権につきましてはまず名瀬地区は74ページの管理表をお開き下さい。

名瀬地区は6件で7,328㎡、栽培作物につきましてはタンカン、パクチー、津之輝を栽培する予定です。

笠利地区につきましては76ページの管理表をお開き下さい。

笠利地区は3件で5,114㎡のうち番号1と2番が今月の解約分がそのまま耕作者変更により利用権設定するものです。

栽培作物につきましてはサトウキビ、観葉植物を栽培する予定です。

議長

事務局

議長

以上でございます。

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第15号、16号について承認することに決定いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

議長

< 協議会 >

(勝次長、中村分室長)

1. 協議事項

令和8年度年間行事予定の配布

2. その他

○ 4月の臨時総会の開催について

開催日：令和8年4月1日(水)

開催場所：市役所6階会議室

時間：14:00～

内容：事務局職員の異動

○ 4月の定例総会の時間について

申請締切 4月6日(月)

事前協議 4月13日(月) 9:30～ 3F会議室

田中 委員 照井 委員 山田 中立委員 西(秋) 推進委員

総会 4月24日(金) 15:00～ 5F会議室

※ 総会終了後に歓送迎会を開催します。

議長

(榮 会長代理)

それでは、正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和8年3月25日

奄美市農業委員会
会長代理 榮 清安

署名委員 里 義文
署名委員 朝 郁夫
作成者 池 秀平

--	--

